

平成30年9月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うちノートパソコン1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
エアコン(室外機)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うち自転車1件、映像録画装置(ドライブレコーダー)1件、
携帯電話機(スマートフォン)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800339	平成30年8月28日	平成30年9月7日	ノートパソコン	59426326	レノボ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	平成30年9月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800342	平成30年8月28日	平成30年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-045	ティ・アール・エイ株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201800343	平成30年8月27日	平成30年9月7日	エアコン(室外機)	AO-280NE7	株式会社富士通ゼネラル (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800340	平成30年7月19日	平成30年9月7日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フロントフォークが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月31日
A201800341	平成30年8月14日	平成30年9月7日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	火災	当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成30年8月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800344	平成30年7月25日	平成30年9月7日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月29日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

ノートパソコン（管理番号:A201800339）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号:A201800342）



エアコン（室外機）（管理番号:A201800343）

